平成２９年（再イ）第１２号

新潟市秋葉区東島209番地14

再生債務者　圓山　国男

1　決議に付する再生計画案　平成29年９月21日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年11月６日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年11月６日まで

平成29年10月16日　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第４８号

広島市安佐南区西原７丁目13番10―503号

再生債務者　齋木久美子

1　決議に付する再生計画案　平成29年10月２日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年11月９日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年11月９日まで

平成29年10月12日

広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第２号

宮城県大崎市古川小野字下蝦沢67番地

再生債務者　渡邊　裕也

1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年11月10日まで

4　一般異議申述期間　平成29年11月24日から平成29年12月８日まで

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第７号

福岡市博多区吉塚６丁目15番37―401号

再生債務者　山下　真平

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年10月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年11月１日まで

平成29年10月11日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再ロ）第３号

秋田市大平台１丁目４番地５

再生債務者　髙橋　雄也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年９月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年11月６日まで

平成29年10月16日

秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（再ロ）第２号

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1461番地の11

再生債務者　坂　　健一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年10月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年11月６日まで

平成29年10月16日　山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（再ロ）第３号

京都府舞鶴市行永東町２番地30―202号

再生債務者　野原　悠希

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年９月22日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年11月16日まで

平成29年10月16日

京都地方裁判所舞鶴支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第９号

堺市堺区北波止町26番地14

再生債務者　青山　耕三

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年10月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年10月13日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２９年（再ロ）第１号

滋賀県東近江市沖野４丁目４番32―１号

再生債務者　高城相達こと　李　　相達

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年10月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年10月16日　大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（再ロ）第５号

愛知県豊田市豊栄町３丁目12番地　Ｔステージ豊栄町スカイレジデンス405号

再生債務者　空閑　正流

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年10月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年10月16日

名古屋地方裁判所岡崎支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成29年10月24日　　長崎県教育委員会

1　氏名　村田　　純、本籍地　長崎県

(1)　小学校教諭一種免許状

免許状の番号　平４小一種第619号

授与年月日　平成５年３月31日

授与権者　福岡県教育委員会

2　失効年月日　平成29年10月６日

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一乃至乙十七の権利義務全部（乙一保有の甲株式一万六千株、乙二保有の甲株式七万六千九百五十株、乙三保有の甲株式二千株、乙五万保有の甲株式四千株、乙九保有の甲株式四千株、乙六保有の甲株式四十五万四千株、乙九保有の甲株式二千百株、乙十一保有の甲株式一万八千株、乙十二保有の甲株式五百五十株、乙十五保有の甲株式十二万千株を含む。）を承継して存続し乙一乃至乙十七は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲、乙二、乙三）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年九月二十七日

掲載頁　八十七頁（号外第二〇九号）

（乙一、乙五、乙六）

掲載紙　静岡新聞

掲載の日付　平成二十九年九月二十七日

掲載頁　二十三頁

（乙四、乙七、乙十三）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年九月二十七日

掲載頁　八十六頁（号外第二〇九号）

（乙八）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年九月二十七日

掲載頁　八十三頁（号外第二〇九号）

（乙九、乙十、乙十一、乙十二）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年九月二十七日

掲載頁　八十八頁（号外第二〇九号）

（乙十四）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年九月二十七日

掲載頁　八十九頁（号外第二〇九号）

（乙十五、乙十六、乙十七）

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十九年九月二十七日

掲載頁　六頁

平成二十九年十月二十四日

静岡市駿河区富士見台二丁目一九番四七号

（甲）富士見工業株式会社

代表取締役　山本　正信

静岡市駿河区富士見台二丁目二一番二二号

（乙一）富士見環境緑化株式会社

代表取締役　山本　正信

静岡市駿河区富士見台二丁目一九番七二号

（乙二）富士見園芸株式会社

代表取締役　山本　正信

静岡市駿河区富士見台二丁目一九番七二号

（乙三）富士見グリーン株式会社

代表取締役　山本　正信

東京都立川市柏町四丁目五八番二五号

（乙四）多摩コンテナ株式会社

代表取締役　山本　正信

静岡市駿河区富士見台二丁目一九番七二号

（乙五）富士見トランクルーム株式会社

代表取締役　山本　正信

神奈川県足柄上郡山北町向原一二三番地

（乙六）山北チップ工業株式会社

代表取締役　山本　正信